

保 管 依 頼 書

令和 年 月 日

富士市長 宛

下記、買受財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで富士市に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記、買受財産が破損、紛失などの被害を受けても、富士市が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受財産（売却区分番号）

第（ ）号

住所・所在地
氏名・名称
電話番号
携帯電話番号

④

※買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご了承ください。